

一体資産については販売価格(税抜)が1万円以下で、かつ、その価額のうち食品に係る部分の占める割合として合理的な方法で計算した割合が3分の2以上のものについては商品全体が軽減税率の対象になる。1万円以下か否かの判定単位は、セット商品1個当たりの販売価格で行う。

食品に係る割合を合理的に計算する方法としては、次のような手法が挙げられている(軽減通達5)。

- ・ 一体資産の売価のうち、食品の売価の占める割合
- ・ 一体資産に係る原価のうち、食品の原価の占める割合

軽減税率の対象区分について混乱しやすい「飲食料品の譲渡」と「外食」の範囲についてQ&A事例編を参考に図表5にまとめた。

### (3) 新聞等の定義

軽減税率の対象となる新聞は、次のすべての要件を満たすものである(28年改正法附則34①(二))。

- ・ 政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する
- ・ 1週間に2回以上発行する
- ・ 定期購読契約に基づく譲渡

したがって、スポーツ新聞や業界紙などであっても、前記3要件を満たすものは軽減税率の対象になる。反対に、通常の一般紙であっても駅の売店で購入する場合は定期購読契約に基づかないため軽減税率の対象にはならない。

## 第2章

# 売上・仕入税額計算の特例に注意 区分記載請求書等 保存方式のポイント

## 制度の概要

平成31年10月1日の軽減税率導入時から平成35年9月30日までの4年間、インボイス方式導入までの経過的対応として区分記載請求書等保存方式が導入される。

この区分記載請求書等保存方式は、現行の請求書等保存方式を維持しながら複数税率に対応するための措置である。

現行の消費税法では、仕入税額控除を行うにあたって請求書等に次の項目の記載が求められていた(現行

### (4) 軽減税率導入後の返品、値引き、割戻し

軽減税率導入後に生じる返品、値引き、割戻しについては、税率の異なることに消費税額を控除することになる。しかし、軽減税率対象品目

と標準税率対象品目を同時に販売しその対価に対して一括して値引き等が行われる場合が起こり得る。

その場合には、値引額を両品目の譲渡等に係る価額の比率によって按分し、適用税率ごとの値引額に区分する(軽減通達15)。

### 消法30⑨。

- ・ 請求書作成者の氏名または名称
- ・ 取引年月日
- ・ 取引の内容
- ・ 対価の額
- ・ 請求書受領者の氏名または名称

区分記載請求書等保存方式では、前記に次の2項目が加えられる(28年改正法附則34②)。

- ・ 軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨
- ・ 税率の異なることに区分して合計

### した対価の額(税込)

なお、請求書の交付を受けた事業者が、事実にもとづいて前記2項目について追記して保存することも認められる(28年改正法附則34③)。

また、仕入税額控除の要件となる帳簿への記載事項についても次の項目を追加して記載しなければならぬ(28年改正法附則34②)。

- ・ 軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨

それ以外の事項については、現行